

スポーツ基本法の制定について

1 スポーツ基本法の概要について

- (1) 1964年に開催された東京オリンピックを控えた1961年に制定された、「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正されたものである。
- (2) 超党派による議員立法として提案され、平成23年6月17日に可決、成立。平成23年8月24日施行予定

2 スポーツ基本法における主なポイント

(1) スポーツ権の明記

↳「**スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利**」

(2) 国、地方自治体の責務、スポーツ団体の努力義務を明記

【地方公共団体の責務（第4条）】

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を展開し、及び実施する責務を有する」

- (3) 国家戦略として、スポーツ施策を推進
- (4) 旧振興法では対象でなかった、プロスポーツ、障害者スポーツも対象
- (5) 国際大会の誘致・開催支援、ドーピング防止活動の推進、紛争解決機関への支援などの項目が新たに追加
- (6) 競技スポーツの推進と地域スポーツの推進が基本的施策の柱
- (7) 体育指導委員の名称から新たに「スポーツ推進委員」が規定

3 「京都市スポーツの絆が生きるまち推進計画」との関係について

「京都市スポーツの絆が生きるまち推進計画」は、旧振興法の規定を受けて策定したが、国のスポーツ立国戦略等国の動向を踏まえるなど、策定委員会での熱心な議論をもとに策定したため、**スポーツ基本法を先取りした計画となっている。**

具体例

- 地域密着型プロスポーツ振興、アダプテッドスポーツの普及・充実…2（4）
- 国際的・全国的規模のスポーツイベントの誘致促進…2（5）
- わかさスタジアム京都へのドーピングルームの設置…2（5）
- 京都スポーツの殿堂事業（競技スポーツ）…2（6）



「京都市スポーツの絆が生きるまち推進計画」を実行していくことこそ、スポーツ基本法が明記している地方自治体の責務を果たすこととなる。